

2025 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 ダイワ通信株式会社
代表者名 代表取締役社長 隈田 佳孝
 (コード：7116、東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 多賀 勝用
 (TEL. 076-291-4000)

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、本日付で金融商品取引法第 24 条の 4 の 4 第 1 項に基づき、北陸財務局に提出いたしました第 10 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）の「内部統制報告書」において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨を記載することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は、連結子会社であるディーズセキュリティ株式会社（以下、「子会社」）において、売上の過大計上と簿外在庫が生じている可能性があることが判明したため、2025 年 2 月 4 日付で当社とは利害関係を有しない外部専門家で構成する第三者委員会を設置し、調査を進めてまいりました。2025 年 4 月 18 日付で第三者委員会より調査報告書を受領いたしました。その結果、子会社において、過年度から継続的に販売取引先への商品の販売後も、引き続き当該商品在庫を子会社で預かり、売上を本来計上すべき時点よりも早い時点で計上する不適切な会計処理が行われていたこと（以下、「第三者委員会調査事案」）が判明いたしました。

また、当社は、関連当事者取引において不適切な手続きが行われた可能性があることが判明したため、2025 年 6 月 2 日付で当社と利害関係を有しない外部専門家で構成する特別調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。2025 年 7 月 31 日付で特別調査委員会より調査報告書を受領いたしました。その結果、関連当事者取引が過年度の有価証券報告書に適切に注記されていなかったこと及び会社法上の利益相反取引について適切な手続きがなされていなかったこと（以下、「特別調査委員会調査事案」）が判明いたしました。

当社は、第三者委員会調査事案及び特別調査委員会調査事案に関する不適切な会計処理及び第三者委員会及び特別調査委員会の調査の過程で判明したその他の事項を過年度に遡って訂正することが必要であると判断し、有価証券届出書、2023 年 3 月期と 2024 年 3 月期の有価証券報告書、2023 年 3 月期第 3 四半期から 2024 年 3 月期第 3 四半期までの四半期報告書及び 2025 年 3 月期中間期の半期報告書について訂正報告書を提出いたしました。

当社は、本件事案に関し調査報告書で判明した事実と原因分析に関する報告を踏まえ、改めて財務報告に係る内部統制の再評価を行った結果、当社及び子会社の全社的な内部統制に不備があったことを識別いたしました。当社は、これらの内部統制の不備は財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高いため、開示すべき重要な不備に該当すると判断し、財務報告に係る内部統制の評価結果に関する事項を訂正することといたしました。

2. 事業年度末日までに是正できなかった理由

上記事実の特定は当事業年度末日以降となったため、当該開示すべき重要な不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、開示すべき重要な不備を是正するために、第三者委員会及び特別調査委員会の指摘、提言を踏まえ、以下の再発防止策を講じて、適切な内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

(1) ルール遵守体制の強化

全役職員によるルール遵守が徹底されるよう代表取締役から継続的にその旨を発信するとともに、研修の実施によりルールの浸透を図り、人事評価項目にも組み込むことによりルール遵守体制の強化を図ります。

(2) 情報収集体制の拡充

全役職員がルール違反行為又はその疑義がある行為を発見した際には、その情報が確実に取締役又は監査役等に行き渡るようにするため、定期的に全役職員向けアンケートを実施するとともに、内部通報制度の周知、運用の検証を行い、その拡充を図ります。

(3) 取締役による関連当事者取引及び利益相反取引に対するガバナンス機能の強化

取締役による関連当事者取引及び利益相反取引に関する情報が取締役及び監査役の全員に共有されるようなシステムを構築するとともに、管理部においても、関連当事者取引及び利益相反取引を網羅的にモニタリングできる体制を構築します。

(4) 管理部の体制の見直しと拡充

考え得るリスクの回避・コントロールの方策の提言など、営業担当者と一体となってルール違反のないビジネススキームを構築する役割を管理部が担うこととし、その役割を担えるよう人員の拡充を図ります。

(5) 子会社の体制の見直し

子会社のガバナンス体制を見直し、子会社への監視監督機能を強化するとともに、子会社においてもルール遵守が徹底されるよう子会社の管理体制の見直しを図ります。

(6) 内部監査機能及び監査役機能の強化

内部監査については、監査部門の人員補充を含めた監査体制の強化を図るとともに、監査役監査については監査項目の見直しと補助スタッフを置くことを検討してまいります。

(7) リスクの検証等を担う会議体の運用の見直し

リスクの検証を行うリスク・コンプライアンス委員会の適正性を図るため、社外取締役も参加し、執行役員会とは別の観点を含めてリスクの検証を行ってまいります。

4. 財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、全て財務諸表に反映しております。

5. 財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見となっております。

以 上